

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長商工第132号
委 託 業 務 名 称	湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進運営コーディネート業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	湖の辺のまち長浜未来ビジョンに掲げる実現したいまちの姿「挑戦の先にある湖の辺のまちが賑わう心豊かな暮らし」を具現するため、アイデアとエネルギーが集う場(湖の辺のまち長浜デザイン会議)を効果的に運営し、当該会議で生まれた新たなまちづくりのアイデア及び発案者を建設的なプロジェクトに結び付けることで、まちの担い手を育成する。
履 行 期 間	令和6年7月19日 から 令和7年3月21日
契 約 年 月 日	令和6年7月19日
契 約 額 (税 込)	2,900,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市元浜町7番5号 [商 号 又 は 名 称] 長浜まちづくり株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務は、湖の辺のまち長浜未来ビジョン(以下「ビジョン」という。)に掲げる実現したいまちの姿「挑戦の先にある心豊かな暮らし」を具現するため、令和3年度に構築した湖の辺のまち長浜デザイン会議(以下「デザイン会議」という。)において、多様な民間の参加を促す企画を実行することで、多様な民間のまちづくりに関するアイデアを掘り起こし、効果的なプロジェクトを生み出すことを目的としている。 デザイン会議は、令和3年度に国土交通省所管の官民連携都市再生推進事業補助金を活用して設立された官民連携によるエリアプラットフォームであり、ビジョンの策定・推進を目的としている。 長浜まちづくり株式会社は、ビジョン策定以前から、中心市街地のトータルマネジメントを担う組織として設立されており、中心市街地活性化に関するデータ、ノウハウを蓄し、ビジョンの具体化に向けた各種トライアル業務も受託していることから、ビジョン推進の中核的役割を担うデザイン会議の運営を行うことが最も適していると考えられる。 以上のことから、当該業務については、専門的な知見を有する長浜まちづくり株式会社が継続的に事業目的の達成に向けて関与することが最良であると考えられることから、競争入札にそぐわず、同社への一者随意契約とするもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。